

社団法人 山形青年会議所定款その他諸規定(2009年1月16日現在)

社団法人 山形青年会議所定款

第1章 総 則

第1条(名 称)

本会議所は社団法人山形青年会議所(Yamagata Junior Chamber Incorporated)と称する。

第2条(事務所)

本会議所の事務所は、山形市七日町二丁目1番3号陶商ビル3階に置く。

第3条(目 的)

本会議所は、地域社会及び国家の政治、経済、社会、文化等の発展を図り、会員相互の連携と指導力の啓発に努めるとともに国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

第4条(運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とした事業は行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第5条(事 業)

本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会並びに文化等に関する調査及びその改善に資する計画の立案と実現を推進する事業
- (2) 指導力啓発と知識並びに教養の習得及び能力の開発を利する事業
- (3) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を推進する事業
- (4) その他の本会議所の目的達成に必要な事業

第6条(事業年度)

本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第2章 会員、会費

第7条(会員の種類)

本会議所の会員は、正会員、特別会員、賛助会員とする。

第8条(会員の資格)

- (1) 正会員は山形市及びその周辺に居住又は勤務する20歳以上40歳未満の品格ある青年でなければならない。ただし、年度中に40歳に達した場合にはその年度内は正会員としての資格を有する。
- (2) 特別会員は、年齢により正会員の資格を失った者で、理事会において承認されたものは特別会員になることができる。

- (3) 賛助会員本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする、個人、法人、団体で、理事会において承認されたものは賛助会員となることができる。

第9条（会員の権利）

正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

第10条（会員の義務）

本会議所の会員は、本定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

第11条（入会金・基金及び会費）

会員は、社団法人山形青年会議所会員資格規定に基づき年会費を毎年所定の納期に納入しなければならない。また入会に際しては入会金、基金を納入しなければならない。

第12条（休 会）

正会員が休会を希望する場合は、理事会の承認を得なければならない。休会については会員資格規定で別に定める。

第13条（会員資格喪失）

会員は次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 死亡又は解散
- (3) 破産の宣告又は被後見人若しくは被保佐人の決定
- (4) 除 名

第14条（退 会）

退会を希望する会員は退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

年度途中で退会しても既納会費は返還しない。また会費納入前に退会を申し出てもその年度の会費は納入しなければならない。

第14条の2（除 名）

会員が次の各号の一に該当するときは総会において正会員現在数の4分の3以上の議決により除名することができる。

- (1) 本会議所の体面を傷つけ又は趣旨に反する行為のあったとき。
- (2) 会費納入義務を履行しないとき。
- (3) 出席義務を履行しないとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。

- 2 前項の規定により除名を議決する場合においては、除名の対象となる会員に対して、当該決議する総会で弁明の機会を与えなければならない。

第3章 総 会

第15条（総会の構成）

本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

第16条（総会の種類）

本会議所の総会は、定時総会と臨時総会の二種類とする。

第17条（総会の招集）

定時総会は、毎年1月及び9月に理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が総会招集を決議したとき。
 - (3) 5分の1以上の正会員により、総会に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき。
- 3 前項第3号に規定する総会は、その請求を受けとったときより30日以内に招集の手続をしなければならない。
- 4 監事は、総会招集の必要を認めたときは、これを招集することができる。
- 5 総会を招集するためには、会議の目的たる事項並びに日時場所を記載した書面をもって、会日の10日前までに通知を発しなければならない。

第18条（議長）

総会の議長は、理事長がこれにあたる。

第19条（総会の決議）

総会の定足数は正会員の3分の2以上とし、その決議は本定款に別に定めるものの他出席正会員の過半数をもってこれをなす。

- 2 可否同数のときは議長がこれを決する。

第20条（表決権）

正会員は、総会における各1個の表決権を有する。

第20条の2（総会の書面表決等）

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって、又は他の正会員に委任して表決することができる。

- 2 第19条の規定の適用については、前項の規定により書面をもって表決し、又は表決を委任した正会員は、当該総会に出席したものとみなす。

第21条（総会の決議事項）

次の事項は総会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 入会金、基金及び会費の額の決定
- (6) 本会議所の解散
- (7) 解散の場合の会費の徴収。清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (8) 次に掲げる規定の設定変更及び廃止
 - ① 社団法人山形青年会議所会員資格規定
 - ② 社団法人山形青年会議所役員選任に関する規定
- (9) その他特に重要な事項

第22条（特別会議）

前条第1号、第6号及び第7号に掲げる事項の決議は出席正会員の4分の3以上の多数をもってこれをなす。

- 2 前項の議事に関する総会招集の通知には、付議事項の内容及び提案の理由を記載しなければならない

ならない。

第23条（決議事項の通知）

理事長は総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を会員に書面で通知しなければならない。

第24条（議事録）

総会の議事については議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長と出席した役員2名以上が署名押印しなければならない。

第4章 役員

第25条（役員の種類及び数）

本会議所に次の役員を置く。

理事長	1名
直前理事長	1名
副理事長	2名以上4名以内
専務理事	1名
事務局長	1名

出向理事及び理事（理事長、副理事長、専務理事及び事務局長を含む。）

15名以上35名以内

監事 2名以上4名以内

- 2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 3 本会議所に特別顧問、顧問をおくことができる。ただし、特別顧問は、理事長経験者でなければならない。

第26条（役員の資格及び任免）

役員は本会議所の正会員たることを要し、総会において選任及び解任される。ただし直前理事長たる役員はこの限りではない。

- 2 役員の選任の方法に関しては社団法人山形青年会議所役員選任に関する規定による。

第27条（役員の任期）

役員の任期は、毎年1月1日より12月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

第28条（役員の職務）

理事長は、本会議所を代表し庶務を総理し理事会を招集しその議長となる。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し事務局を統轄する。
- 4 事務局長は、専務理事を補佐し、事務局の円滑な運営にあたる。
- 5 出向理事及び理事は、理事長を補佐し、職務を処理する。
- 6 直前理事長及び特別顧問は、理事長経験を生かし、庶務について必要な助言をする。
- 7 顧問は、経験を生かし、庶務について必要な助言をする。
- 8 監事は、業務の執行及び会計の状況を監査する。

第5章 理事会

第29条（理事会の構成）

本会議所の理事会は、理事長、副理事長、専務理事、事務局長、出向理事及び理事をもって構成する。

- 2 直前理事長、特別顧問、顧問及び監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 委員長たる担当理事に事故あるときは、副委員長が、理事会に代理出席することができる。ただし、代理出席者には議決権はないものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する者以外の正会員は、議長の許可を得て理事会の議事に加わることができる。ただし、議決権はないものとする。

第30条（理事会の招集）

定例理事会は、毎月1回開催し、臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事4分の1以上の要求があったときに理事長がこれを招集する。

第31条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第32条（決議）

理事会は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、その決議は出席構成員の過半数をもってこれをなす。

第32条の2（理事会の書面表決等）

やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって、又は他の理事に委任して表決することができる。

- 2 第32条の規定の適用については、前項の規定により書面をもって表決し、又は表決を委任した理事は、当該理事会に出席したものとみなす。

第33条（決議事項）

理事会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

第34条（議事録）

理事会の議事については議事録を作らなければならない。

- 2 議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した役員2名以上が署名押印しなければならない。

第35条（常任理事会）

常任理事会は、理事長、直前理事長、副理事長及び専務理事並びに理事長が指名した理事をもって構成する。ただし、必要により、各理事を出席させることができる。

- 2 常任理事会は、理事会から付託された事項、理事会に提出すべき事項及び議題を審議処理する。
- 3 常任理事会は、必要に応じて随時開催する。

第6章 例会及び室、委員会、会議

第36条（例会）

本会議所は、原則として毎月1回例会を開く。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

第37条（室、委員会、会議の設置）

本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、また実施するために室、委員会及び会議を設置する。

第38条（室、委員会、会議の構成）

室は、室長1名及び室員若干名を、各委員会及び会議は、委員長、議長各1名及び委員若干名をもって構成する。

- 2 室長、委員長及び議長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、室員及び委員は、正会員のうちから室長、委員長、議長が理事会の承認を得て任命する。
- 3 理事長、直前理事長、特別顧問、顧問、副理事長、専務理事、出向理事、事務局長及び監事を除き、正会員は原則としていずれかの室、委員会、会議、事務局に所属しなければならない。

第7章 会 計

第39条（資産）

本会議所の資産は、入会金、会費、資産から生ずる収入、事業に伴う収入、寄附金品及びその他の収入をもって構成する。

- 2 本会議所の経費は、資産をもってこれにあてる。
- 3 入会金、会費の額及び納期については社団法人山形青年会議所資格規定に定める。

第39条の2（資産の管理）

本会議所の資産は、理事会の決議に基づいて理事長が管理する。

第39条の3（事業計画及び収支予算）

本会議所の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、当該年度最初に開かれる理事会及び総会の決議を得なければならない。ただし、それまでの期間は前年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。

- 2 やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、前項の規定にかかわらず、理事長は、理事会の決議を経て、収支予算が成立する日まで、前年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した収支予算による収入及び支出とみなす。
- 4 第1項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、理事会及び総会の決議を得なければならない。

第40条（会計区分）

本会議所の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計及び基金会計の3種に区分して処理する。

- 2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理する不相当と認められる大規模若しくは特殊な事業に関する収支を事業別に処理する。

- 4 基金会計は、基金となるべき収支により積み立てられた資産及びその運用により取得した財産の管理運用を經理する。

第41条（資産の団体性）

本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求をもすることができない。

第8章 管 理

第42条（定款等の備え置き）

理事長は、定款その他諸規定、会員名簿並びに総会及び理事会の議事録を常に事務局に備え置かなければならない。

第43条（報告書の提出）

当該年度の理事長は、在任年度終了後すみやかにその年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、当該年度の監事に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）会計報告書（収支決算書、財産目録、貸借対照表）

- 2 前項に規定する書類の提出は、当該年度終了後最初に開かれる定時総会の日の1週間前までにしなければならない。
- 3 第1項の書類の交付を受けた監事は、厳正なる監査を行い、その定時総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。
- 4 当該理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第44条（報告書等の備え置き）

理事長は、前条第1項に規定する書類をその定時総会の会日の1週間前までに、事務局に備え置かなければならない。

第45条（書類の閲覧）

会員は第43条及び前条の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

第46条（提出）

理事長は、定時総会終了後、遅滞なく、第43条第1項の書類を社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第47条（事務局）

本会議所は、その事務を処理するために事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 3 前2項のほか、事務局に関し、必要な事項は、理事会の決議により定める。

第9章 解 散

第48条（解散事由）

本会は次の場合には解散する。

- （1）総会において解散の決議をした場合
- （2）破産した場合

(3) 設立の許可を取消された場合

第49条(清算人)

本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

- 2 清算人は、就任の日から6カ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得て主務官庁へ届け出なければならない。

第50条(残余財産の帰属)

本会議所の解散に伴う残余財産は、総会において決議を経、かつ、山形県知事の許可を受けて、本会議所と類似の目的を有する公益法人に寄附する。

第10章 雑 則

第51条(定款の変更)

この定款は、総会において決議を経、かつ、山形県知事の認可を受けなければ変更することができない。

- 2 本会議所の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、すみやかに社団法人日本青年会議所に届出なければならない。

第52条(外部顧問)

本会議所は外部顧問若干名を置くことができる。

- 2 外部顧問は、理事長の推薦により理事会がこれを委嘱する。

第53条(施行規則等)

本会議所は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に定めるもののほか、理事会の決議を経て、施行に関する規則等を定める。

社団法人 山形青年会議所運営規定

第1条(目的)

本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため社団法人山形青年会議所定款に基づき組織運営等に関する原則を定める。

第2条(役員の任務)

本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

1. 理事長
 - (1) 本会議所を代表し、総ての事業の総括責任をもつ。
 - (2) 社団法人日本青年会議所総会および理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使および意見の発表を行う。
2. 直前理事長
直前理事長は理事長経験を生かし、庶務について必要な助言をする。
3. 特別顧問
特別顧問は理事長経験を生かし、庶務について必要な助言をする。
4. 副理事長
 - (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、会務ならびに総務を分担するとともに、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

5. 室 長

- (1) 副理事長を補佐し、各々分掌の委員会を統轄して、常に意見の調整と統一をし活発な活動を促すことにより本会議所の円滑な運営をおこなう。
- (2) 理事会上程をする際は、各室の委員会と事前に意見調整をするとともに議案の確認をする。

6. 専務理事は理事長を補佐し、次の事項を担当する。

- (1) 総会、理事会開催に関する事項
- (2) 各委員会間の連絡調整、監督に関する事項
- (3) 庶務、文書、慶弔等に関する事項
- (4) 用度および備品の管理に関する事項
- (5) 事務局の統轄、およびその人事給与に関する事項
- (6) 予算およびその執行の監督ならびに予算に関する事項
- (7) 他に属さない庶務に関する事項

7. 事務局長は専務理事を補佐し、本会議所事務局の円滑な運営にあたる。

8. 財政局長は専務理事を補佐し、本会議所事業予算の円滑な運営に当たる。また、事務局の補佐に当たる。

9. 出向理事

出向理事は、本会議所と関係を有する団体に出席し、その団体と本会議所の連携を図る。

10. 会務担当は、理事長および専務理事の事務補佐ならびに各委員会の連絡調整にあたる。

11. 理事は理事長を補佐し、理事会に出席して下記の事項を審議処理する。

- (1) 定款および諸規定に関する事項
- (2) 総会および例会に関する事項
- (3) 会員の入退会褒賞および除名ならびに出席向上に関する事項
- (4) 委員会の編成および設置改廃に関する事項
- (5) 正会員の指導に関する事項
- (6) 事業計画およびその実行ならびに事業報告に関する事項
- (7) 委員会活動の助言およびその調整に関する事項
- (8) その他事項

12. 顧問は経験を生かし庶務について必要な助言をする。

13. 監事は本会議所の業務および財産状況を監査し、年2回以上意見書を附して理事会に提出し、また理事会に出席して意見を述べることができる。

第3条 (例会ならびに出席に関する事項)

1. 例会は原則として毎月第2火曜日に開催する。ただし理事会の決議により変更することができる。
2. 正会員は総会、例会、所属委員会その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。
3. 総会、例会、委員会に於ける正会員の出席率を公表しなければならない。
4. 総会、例会、委員会において欠席、遅刻、早退する場合は必ず予め届出るものとする。

第4条 (室、委員会、財政局、チーム、会議に関する事項)

1. 理事長のもとに、会員パートナーシップ向上室・まちづくり推進室・未来探求室
総務渉外室、会員パワーアップ特別委員会・会員交流委員会・花火大会特別委員会

まちづくり推進委員会・次世代育成委員会・やまがたの魅力発見委員会・広報渉外委員会
総務委員会・出向者チーム、財政局、A S P A C 招致会議

の4室、2特別委員会、6委員会、1財政局、1チーム、1会議体を設ける。

また、必要に応じて理事会の決定により特別委員会及び会議を設けることが出来る。

それぞれの希望を勘案し、全般的均衡を配慮して理事会にて決定する。

2. 室、特別委員会、特別委員会以外の各委員会、プロジェクトチームの構成は以下の通りとする。

○室

室長 1名

室員 若干名

○特別委員会

特別委員長 1名

本部長 1名

部会長 若干名

委員 若干名

○特別委員会以外の委員会

委員長 1名

副委員長 1名

幹事 1名

会計 1名

委員 若干名

○財政局

財政局長 1名

○出向者チーム

代表 1名

メンバー 若干名

○会議体

議長 1名

副議長 1名

総括幹事 1名

委員 若干名

第5条（室、委員会、財政局、チーム、会議体の任務）

室、委員会、財政局、チーム、会議体の任務は次の通りとする。

各室、財政局、チーム、会議体は、その任務案遂行のために必要な会議を開催し、任務案の推進母体となる。

各委員会は毎月一回以上委員会を開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

1. 各 室

(1) 中長期ビジョン実現のための重点事業の推進

(2) 委員会の効率的な事業の検討

(3) 競合事業の調整

(4) 室会議の定期開催

- (5) その他
- 2. 会員パワーアップ特別委員会
 - (1) 会員の拡大に関する事項
 - (2) 資質向上および人間力向上のためのセミナー企画・実施に関する事項
 - (3) 新入会員事業に関する事項
 - (4) J C - I Dカードの取得および利用推進に関する事項
 - (5) その他
- 3. 会員交流委員会
 - (1) 新春賀詞交歓会式典及び懇親会に関する事項
 - (2) レクリエーション例会の企画・実施に関する事項
 - (3) 卒業例会の企画・実施に関する事項
 - (4) その他
- 4. 花火大会特別委員会
 - (1) 第31回山形大花火大会の企画・実施に関する事項
 - (2) 持続可能な山形大花火大会実現に向けての企画・実施に関する事項
 - (3) 例会の企画・実施に関する事項
 - (4) クリスマス家族例会の企画・実施に関する事項
 - (5) その他
- 5. まちづくり推進委員会
 - (1) まちづくりに関する事項
 - (2) やまがた案内番所に関する事項
 - (3) 例会の企画・実施に関する事項
 - (4) その他
- 6. 次世代育成委員会
 - (1) ひとづくりに関する事項
 - (2) K I D ' S A r t 羅針盤に関する件
 - (3) 例会の企画・実施に関する件
 - (4) その他
- 7. やまがたの魅力発見委員会
 - (1) T h e M o t h e r L a n d Y A M A G A T A の 検 証 に 関 す る 事 項
 - (2) 各種支援活動の検証に関する事項
 - (3) 姉妹J C (倉敷J C) に関する事項
 - (4) 広域まちづくり協議会に関する事項
 - (5) 山形J C じゃがいもクラブへの支援に関する事項
 - (6) ビューティフルコミッションに関する事項
 - (7) キッツビューエルクラブに関する事項
 - (8) お古紙ください協議会に関する事項
 - (9) 山形リトル・シニアリーグに関する事項
 - (10) その他

8. 広報渉外委員会

- (1) 広報・発信活動に関する事項
- (2) 山形 J C 活動の取材・記録管理・アルバム作成に関する事項
- (3) 出向者の支援並びに J C I ・日本 J C ・地区協議会・ブロック協議会等の渉外に関する事項
- (4) 各種大会・対外事業の渉外活動に関する事項
- (5) 人間力大賞に関する事項
- (6) L O M 外褒賞に関する事項
- (7) その他

9. 総務委員会

- (1) 総会・例会・理事会運営に関する事項
- (2) 庶務活動に関する事項
- (3) L O M 内褒賞に関する事項
- (4) J C C S 登録に関する事項
- (5) 例会の企画・実施に関する事項
- (6) その他

10. 出向者チーム

- (1) 出向活動に関する事項
- (2) その他

11. 財政局

- (1) 事業予算の審査に関する事項
- (2) 公益社団法人格取得推進に関する事項
- (3) その他

12. A S P A C 招致会議

- (1) A S P A C 招致に向けた活動に関する事項
- (2) 55周年式典・懇親会開催に関する件
- (3) 姉妹 J C (四維 J C) に関する事項
- (4) J C I アワードに関する件
- (5) その他

第6条(褒賞)

1. 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績があった個人、団体、委員に対して理事会の決定により褒賞を行う。尚褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。
2. 本会議所に褒賞審議委員会を設置することができる。褒賞審査委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名とし、会員または特別会員より理事会において選任する。委員長および副委員長は委員会中より理事会がこれを任命する。委員会の任期は理事会の決定によるものとする。
3. 褒賞委員会は褒賞の適否を審議し意見を附して理事会に提出するものとする。
4. 褒賞は次の該当者または委員会より推薦する。
 - (1) 本会議所の拡大発展に著しく功績があった者
 - (2) 本会議所の事業活動に顕著な功績があった者

- (3) 一般社会に特に貢献する行為があった者
- (4) 出席良好な会員
- (5) JC活動に賛同し且つ地域社会の向上に著しく功績のあった会員以外の者

社団法人 山形青年会議所役員選任に関する規定

第1条 (目的)

本規定は、社団法人山形青年会議所定款に基づき役員を選任に関する事項を規定する。

第2条 (役員予定者決定に関する事項)

役員を選任については、毎年9月の定時総会終了までに本会議所の次年度役員予定者を選任し、これを決定する。

第3条 (次年度理事長候補者選任に関する事項)

次年度理事長候補者は、次年度役員選考委員会が候補者を選出して指名する。

第4条 (次年度監事予定者選出および決定に関する事項)

次年度監事予定者は、正会員中より毎年9月の定時総会において選出の上決定する。

第5条 (その他の次年度役員を選任に関する事項)

1. 理事長および監事以外の次年度役員候補者については、次年度理事長候補者と理事長が協議の上指名し、次年度役員選考委員会が選出する。
2. 次年度役員に立候補するものは、理事2名以上の推薦を得た上で、所定の立候補届を理事長に提出する。

第6条 (次年度役員選考委員会に関する事項)

1. 次年度役員選考委員会は、選挙によって選出された15名の委員によって構成される。
2. 委員長は、直前理事長が務める。
3. 何らかの理由で直前理事長が委員長に就任できないときは、理事会の承認を受けたものが就任する。

第7条 (次年度役員選考委員選挙管理委員会に関する事項)

1. 次年度役員選考委員選挙を実施するために、次年度役員選考委員選挙管理委員会を組織する。
2. 次年度役員選考委員選挙管理委員会は、直前理事長および直前理事長が指名する4名以内の委員によって構成される。
3. 委員長は、直前理事長が務める。
4. 何らかの理由で直前理事長が委員長に就任できないときは、理事会の承認を受けたものが就任する。

第8条 (次年度役員を選任手続きの時期に関する事項)

1. 次年度役員選考委員選挙管理委員会は、5月中に組織されるものとする。
2. 次年度役員選考委員選挙は、6月中に実施されるものとする。
3. 次年度役員立候補届出は、次年度理事長候補者が定める期限までに理事長に提出されるものとする。
4. 次年度理事長候補者案と次年度役員候補者案は、9月定時総会以前に開催される理事会の承認を得なければならないものとする。

第9条 (次年度役員立候補および選任と、次年度役員選考委員会ならびに次年度役員選考委員選挙

管理委員会委員に選任および指名されるための資格要件に関する事項)

1. 正会員は、次年度役員に立候補ならびに選任される資格を有する。
ただし以下のものはその資格を有しない。
 - (1) 2月末まで会費未納の者
ただし会費の延期または分納を、理事長が正当な理由ありと認められた者を除く。
 - (2) 5月末まで例会および総会出席率50パーセント未満の者
 - (3) 正会員最終年度の者
2. 正会員は、次年度役員選考委員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。
ただし以下のものは被選挙権を有しない。
 - (1) 前項第1号、第2号および第3号に該当する者
 - (2) 理事長および理事長経験者
3. 次年度役員選考委員選挙管理委員は、次年度役員選考委員選挙の被選挙権を有しない正会員から指名される。
ただし以下のものはその資格を有しない。
 - (1) 2月末まで会費未納の者
ただし会費の延期または分納を、理事長が正当な理由ありと認められた者を除く。
 - (2) 5月末まで例会および総会出席率50パーセント未満の者

第10条 (役員就任の期日に関する事項)

選任された次年度役員予定者は、翌年1月1日より正式に本会議所の役員となる。ただし2月末まで会費未納の者はその資格を失う。

第11条 (役員欠員に関する事項)

任期中の役員より欠員が生じたとき、理事長の場合は副理事長の1名を、副理事長および専務理事の場合は理事の中より選出し、理事会の承認を受けて総会において決定する。理事、監事の場合は正会員の中より所定の手続により選出の上決定する。この場合の任期は前任者の任期満了までとする。

第12条 (社団法人日本青年会議所役員および委員の選出に関する事項)

社団法人日本青年会議所の役員および委員予定者を本会議所より選出する必要があるときは、理事会の承認を受けて総会において決定する。

社団法人 山形青年会議所会員資格規定

第1条 (目的)

本規定は社団法人山形青年会議所定款に基づき本会議所会員資格に関する事項を規定する。

第2条 (新会員加入審議に関する事項)

1. 入会の申込みは在籍満2年以上の正会員2名の推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に従い、本人との関係および推薦理由を記し理事長宛提出する。
2. 担当委員会は、入会申込書を受け入会申込者の研修を行った後、同委員会の意見書を理事会に提出する。
3. 理事会は、担当委員会の意見を参考とし、入会の諾否を決定する。
4. 入会を認められたものは理事長と面接し青年会議所に関する責任義務履行についての誓約書を提出する。

5. 入会を認められた会員はただちに入会金、基金ならびに会費を納入するものとする。
6. 新入会員は、理事会の決定により各委員会に所属する。
7. 新入会員の推薦は正会員1名につき年度内3名以内とする。

第3条（特別会員に関する事項）

1. 正会員の年齢を超過したものはその年度末において自動的に本会議所を退会するものとする。ただしこの場合にはその会員はすべて特別会員になる資格をもつ。
2. 特別会員は終身会費10,000円を正会員最終年度の末日までに納入し、例会、その他会合等に出席する場合はその実費を納入するものとする。特別会員は役員の実権および被選挙権は有しない。
理事会の諮問ある場合に限り本会の運営に関する意見を具申することができる。

第4条（賛助会員に関する事項）

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人および法人または団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。
賛助会員を希望するものは賛助会員申込書を理事会に提出する。賛助会員は会費年額1口50,000円を納入し例会、その他の会合等に出席する場合はその実費を納入するものとする。
賛助会員は役員の実権および被選挙権は有しない。

第5条（会費に関する事項）

本会議所の会費を次の通りとする。
正会員会費 年額 110,000円
会費は毎年2月末日まで納入する。ただし、理事長が正当な理由ありと認めた者については延期または分納することが出来る。ただし分納は、原則的に2回までとする。
分納額は各々年会費の半額とし、1回目の納入を2月末日、2回目の納入を5月末日とする。
特別会員会費 終身 10,000円
正会員最終年度之末日まで納入
賛助会員会費 年額一口 50,000円
入会金は20,000円とし正式入会を認められたと同時に納入しなければならない。
また他会議所会員にして転居等により本会議所に加入せんとするもので他会議所の証あるものは入会金を半額とする。

第6条（休 会）

1. 正会員は、次の場合に休会を申し出ることができる。
 - (1) 一身上の都合により、6カ月以上山形を離れ、本会の正会員として活動できないと思われるとき。
 - (2) 傷病療養のため、6カ月以上本会の正会員として活動できないと思われるとき。
 - (3) その他止むを得ない理由のあるとき。
2. 休会を希望する者は、所定の休会願いに下記の書類を添えて、理事会に提出する。
 - (1) 休会を必要とする理由書または証明書
 - (2) 正会員として登録の日から満2年末満の者は、スポンサーの意見書
3. 休会願いが理事会に提出されたときは速やかにその諾否を決定しなければならない。
4. 休会の期間は原則として当該年度末までとし満2年以上の場合は自然退会とする。
5. 休会を認められた正会員は、年会費を納入しなければならない。ただし、出席義務は免除さ

れる。

6. 休会中の会員が復会しようとするときは理事会の指示に従うものとする。

社団法人 山形青年会議所庶務規定

第1条（目的）

本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定する。

第2条（事務局に関する事項）

1. 事務局には事務局長1名をおく。
事務局長は理事会の承認を得て理事長が任命し事務局を統轄する。
2. 総会および理事会の議事録は専務理事がこれを事務局に備付けるものとする。
3. 事務局は事業年度毎に次の分類に従い文書を整理保存しなければならない。
 - (1) 本会議所の定款ならびに緒規定（永久保存）
 - (2) 総会ならびに理事会議事録（永久保存）
 - (3) 本会議所内部の文書綴（5年間保存）
 - (4) 日本JC機関紙またはパンフレット綴（1年間保存）
 - (5) 事務局日誌（3年間保存）
 - (6) 他JC機関紙またはパンフレット綴（1年間保存）
 - (7) 受発信簿（1年間保存）
4. 事務局長は備品台帳を整理し備品の出入を監理し、備品を完全に管理しなければならない。

第3条（会計、経理に関する事項）

1. 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次のとおりとする。
 - (1) 帳簿
総勘定元帳、現金預金出納帳、会費徴収簿
 - (2) 決算および諸表
貸借対照表、収支決算書、事業報告書、監査報告書、剰余金（欠損金）処分計算書、財産目録
 - (3) 伝票
入金伝票、出金伝票、振替伝票
2. 予算は理事会において案を作成し、総会の決議を経なければならないが、案の作成にあたっては各委員会の計画を尊重すると共に計算基礎を正確且つ具体的に然も実行可能であるように注意しなければならない。
3. 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密に立て冗費をはぶき、効率的に運用することに努め単位事業が完了したときは速やかに収支計算書および関係書類を揃え担当委員長および委員会会計が捺印の上理事長に提出しなければならない。
4. 金銭の出納は担当理事の責任とする。ただし、日常の経費に充てるため小口の金を事務局に預けたり、或は事業活動の資金として予算の一部を担当委員長に前渡すことは差し支えない。
5. 出納にあたっては次の証憑を揃え必ず起票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとし、入金した現金および小切手はすみやかに銀行に預け入れなければならない。
 - (1) 収入について発行領収書の控

- (2) 支出については支払の領収書
- (3) 領収書受領の徴収不能のものについては担当委員長が発行した支払い証書
- 6. 会計はつとめて銀行の普通および当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長職名印を使用する。
- 7. 決算にあつて前払費用、未集金、未払金を整理し仮受金等は原則として夫々相当する科目に振替、関係帳簿を照合且つ整理し、銀行預金残高証明等証憑書類をそろえ速やかに定款第43条に定める決算書類を作成しなければならない。
この整理は担当理事の責任とする。
- 8. 理事会は担当理事より提出された決算書類を審議し、監事の審査を受けなければならない。
その期に生じた剰余金は理事会の決議により一部を積立基金に繰入ることができる。
- 9. 監事は定款第28条の規定に従い、予算執行の状況を監査すると共に次の事項を監査し、総会に報告しなければならない。このため必要な書類等の提示または説明を理事会に求めることができる。
 - (1) 決算書類の監査
 - (2) 帳簿、書類、伝票および関係書類の照合
 - (3) 現金および預金残高の確認
 - (4) 帳簿、書類、伝票および関係書類の整理保存の状況
 - (5) その他会計監査上必要な事項
- 10. 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。
 - (1) 決算書類（永久保存）
 - (2) その他関係書類（次年度より起算して5年間保存）

第4条（慶弔に関する事項）

会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 正会員の結婚 10,000円
- (2) 正会員の死亡 20,000円 および花輪または供物
- (3) 正会員配偶者の死亡 10,000円
- (4) 正会員両親および子女死亡 5,000円
- (5) 特別会員の死亡 10,000円

以上のほか必要とみとめられたときは理事会の協議によりこれを決定する。

第5条（旅費に関する事項）

本会議所の用務をもって理事会より依頼または承認を受けて出張した場合次の通り旅費を支給する。

- (1) 山形より目的地までの往復普通料金相当額（必要に応じて特急料金を加算する）
- (2) 宿泊費は1泊5,000円とし、宿泊数に応じて支給する。
- (3) その他の費用は本人の負担とする。
- (4) 事務局員の公務出張はその実費を支給する。

第6条（ペナルティーに関する事項）

- 1. 正会員が定時総会、臨時総会、例会ならびに義務出席行事に欠席の場合は一件につき500円、遅刻・早退の場合は一件につき300円を徴収する。
- 2. 各委員会の欠席および遅刻のペナルティーは各委員会で決定する。

社団法人 山形青年会議所基金管理規定

- 第1条 本規定は社団法人山形青年会議所定款に基づき本会議所基金管理に関する事項を規定する。
- 第2条 基金は本会議所の発展のため積み立てる。
- 第3条 本会議所の基金は「社団法人山形青年会議所基金」と称する。
- 第4条 基金を管理するために基金管理委員会を設け、現理事長、前4代にさかのぼる理事長5名を以て構成し、その運用方法を決し、理事長経験者の承認を得る。
- 第5条 会員は入会に際し、20,000円を基金として納入しなければならない。ただし、納入済の基金は理由の如何を問わず返金しない。
- 第6条 基金管理委員会は理事長が委員長となり年一回開催し、委員長が必要と認めるときは臨時基金管理委員会を招集する。
- 第7条 基金の運用については第2条の目的より逸脱しない範囲内において基金管理委員会の同意を得て総会で決議を得なければならない。ただし、基金より生ずる年度内利子収入の運用については理事会の決議により一般会計に繰入れることができる。
尚、年度末の一般会計剰余金については理事会の決議により一部を基金に繰入れることができる。